令和５年９月

お客さま　各位

帯広信用金庫

インボイス制度開始に伴う対応について

平素より、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和５年 10 月１日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されることに伴い、当金庫は適格請求書発行事業者の登録を行いましたので、登録番号およびインボイス制度への対応方法を下記のとおりお知らせいたします。なお、**インボイスの発行にはお時間を頂戴する場合がございますので、予めご了承ください。**

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．適格請求書発行事業者登録番号

・当金庫の適格請求書発行事業者登録番号：Ｔ7-4601-0500-0355

２．インボイス制度への対応について

＜営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について＞

・営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「手数料領収証」等を発行いたします。

・振込依頼書をご利用いただいて振込を実施した場合、お客さまにお渡しする複写式の「手数料受取書」がインボイスとなります。

・「手数料領収証」や「手数料受取書」等のインボイスの再発行は致しかねますので、お取り扱いにはご留意ください。

＜自動引き落としでお支払いいただいている各種手数料について＞

・預金口座より自動引き落としの方法でお支払いいただいている各種手数料※1につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」をお客さまが希望する期間※2で作成のうえ発行いたしますので、当金庫所定の様式（インボイス発行依頼書）に必要事項をご記入の上ご提出ください。

※１　手形割引でお支払いいただく取立手数料を含みます。なお、手形割引のお取引後にお客さまにお渡しする「割引手形計算書」はインボイスとなりませんのでご注意ください。

※２　ご指定可能期間は、インボイス制度導入日以降で「インボイス発行依頼日の１年２カ月前の月からインボイス発行依頼日の前月まで」の間で１ヵ月以上、１ヵ月単位で最長 １ 年となっておりますのでご注意ください。（例　令和６年 12 月 15 日依頼時は、令和５年 10 月から令和６年１１月の間で最大１年間）

３．自動機（ATM および両替機）利用手数料について

・自動機（ATM および両替機）利用手数料につきましては、インボイスの交付義務が免除される特例の対象となりますのでインボイスは発行いたしませんが、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となっております。詳しくは国税庁 HP（インボイス制度に関する Q&A）やインボイスコールセンター等でご確認ください。

以上

豊かな十勝の未来のために
帯広信用金庫